

新型コロナウイルス感染症の 診療所経営への影響

2020年4～6月分

日本医師会定例記者会見

2020年9月9日

公益社団法人 日本医師会

調査の方法

1. 方法

2020年7月29日、都道府県医師会に調査を依頼した。都道府県医師会が任意の診療所(会員医療機関)に連絡し、2020年9月1日まで回答を受け付けた。

2. 調査項目

- ・2019年および2020年4～6月の毎月の損益状況
(医業収入、介護収入、医業・介護費用、医業利益)
- ・新型コロナウイルス感染症に関連する交付金等や融資の申請状況

3. 回答数

587施設

うち医業収入の回答があった診療所 546施設

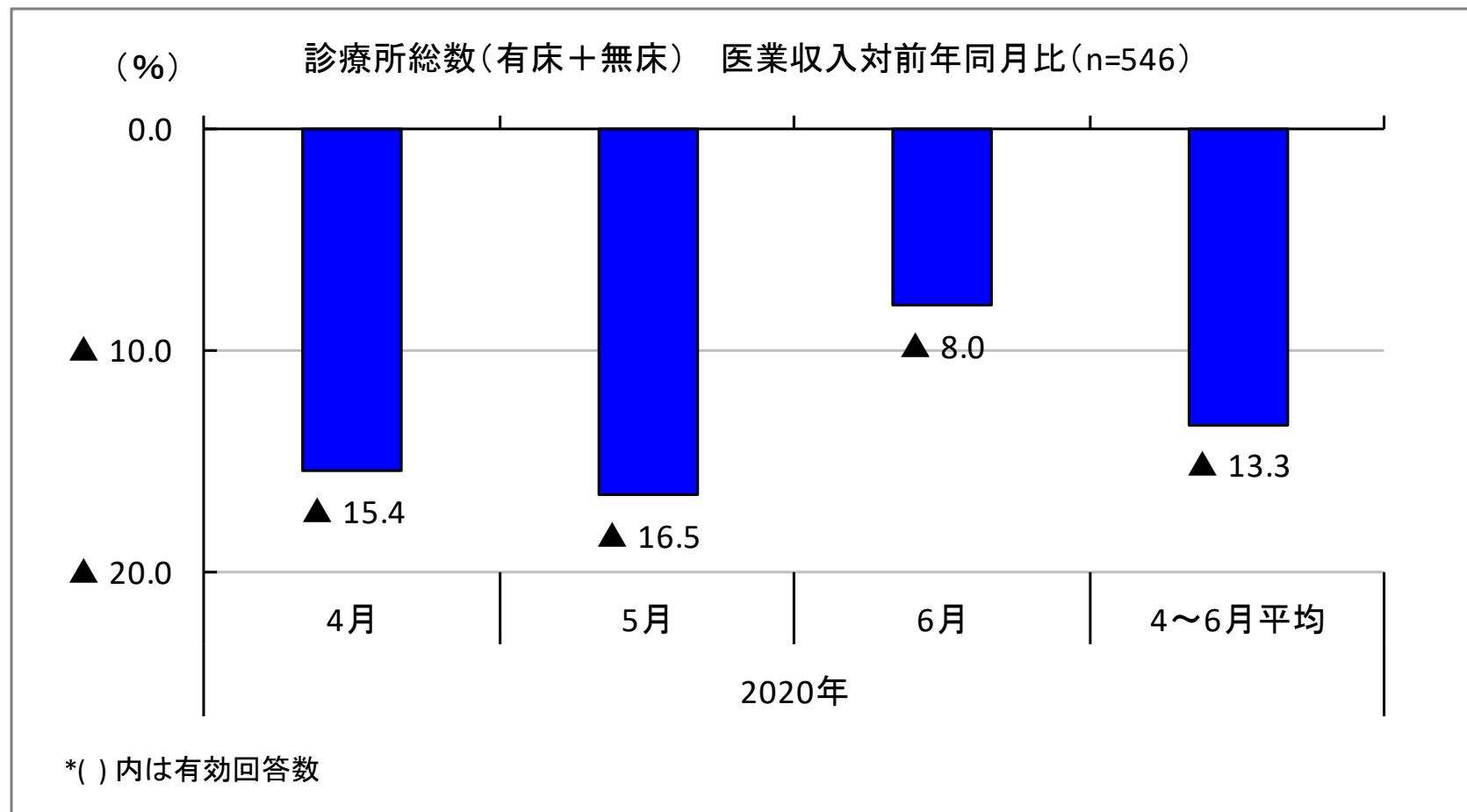
うち損益計算書全体の回答があった診療所 487施設

集計結果の詳細は2020年9月下旬ごろ、日本医師会総合政策研究機構(日医総研)のホームページで公開予定です。

<https://www.jmari.med.or.jp/>

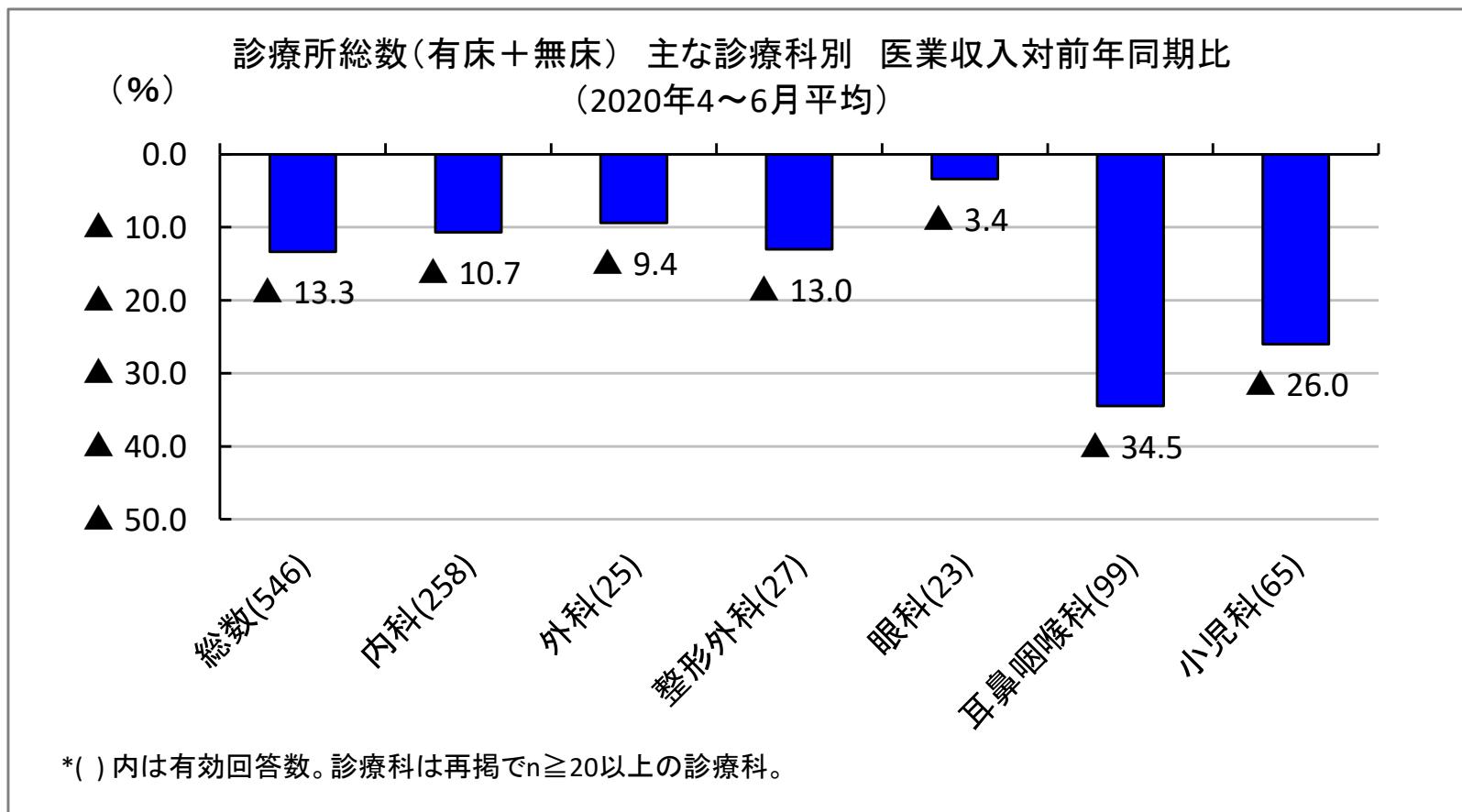
医業収入対前年同月比(2020年4・5・6月の変化)

医業収入の対前年同月比は、2020年4月▲15.4%、5月▲16.5%、6月▲8.0%であった。



医業収入対前年同期比(2020年4～6月平均)

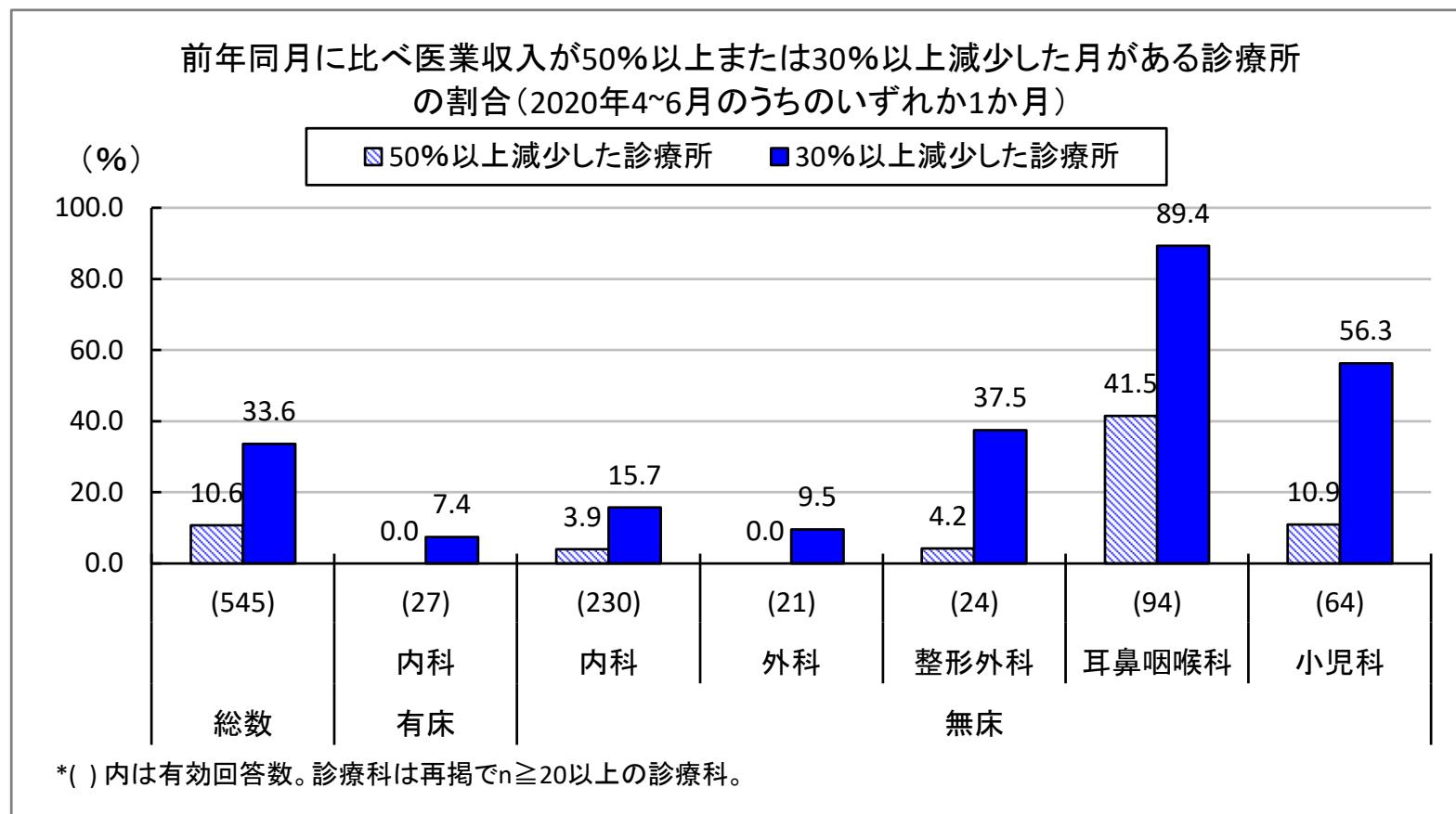
2020年4～6月の医業収入対前年同期比は、総数では▲13.3%、内科では▲10.7%、耳鼻咽喉科では▲34.5%、小児科では▲26.0%であった。



医業収入の減少が著しい診療所の割合

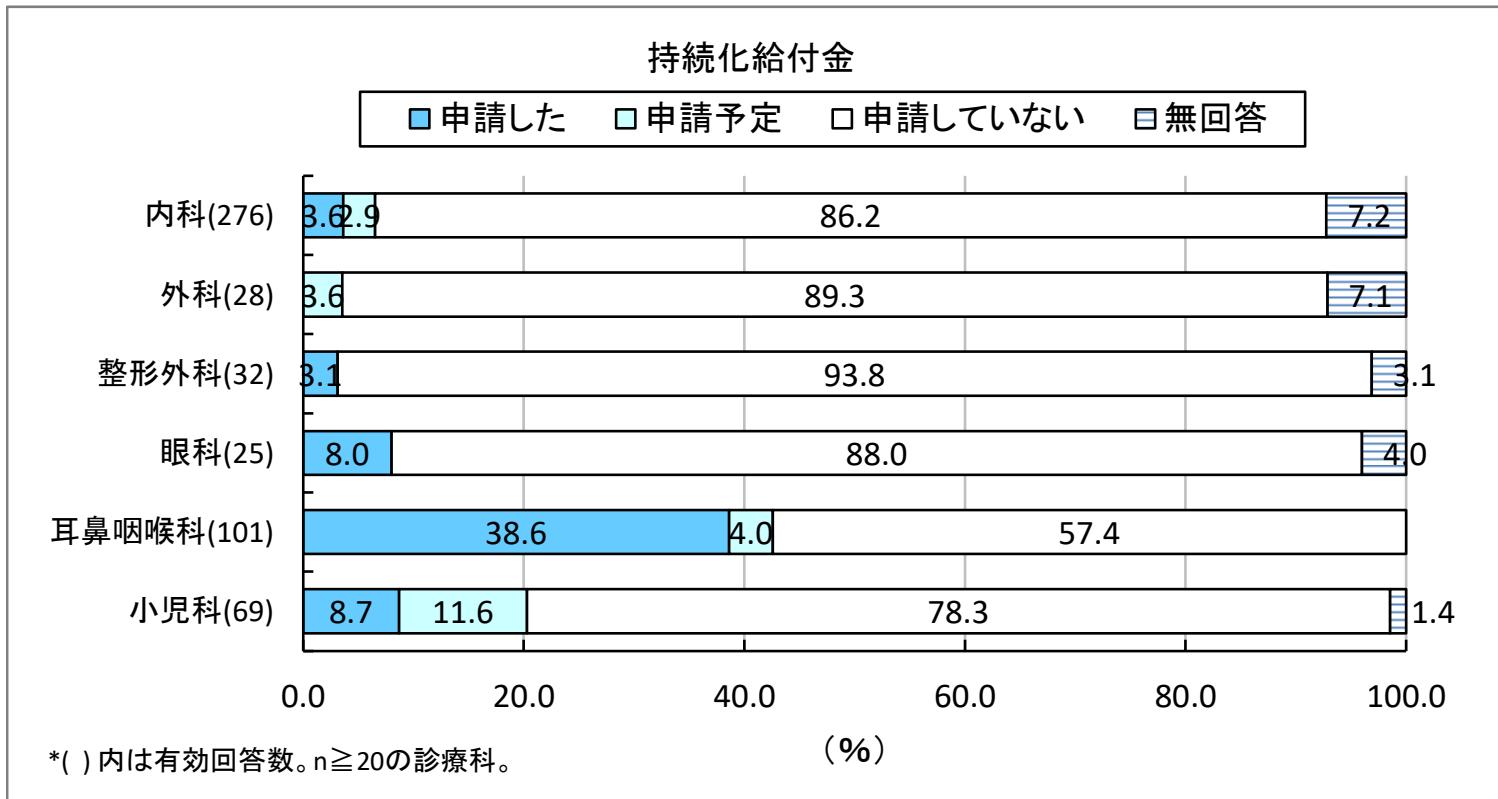
耳鼻咽喉科では、前年同月に比べ医業収入が30%以上減少した月がある診療所が9割近くに達し、50%以上減少した月がある診療所は4割を超えている。

小児科では、前年同月に比べ医業収入が30%以上減少した月がある診療所が6割近くあるが、50%以上減少した月があるのは約1割であり、半数近くはぎりぎりのところで持続化給付金の要件に該当しない。



持続化給付金の申請状況

持続化給付金の支給要件は医業収入50%以上減少とハードルが高いことから、耳鼻咽喉科以外ではあまり申請が進んでいない。

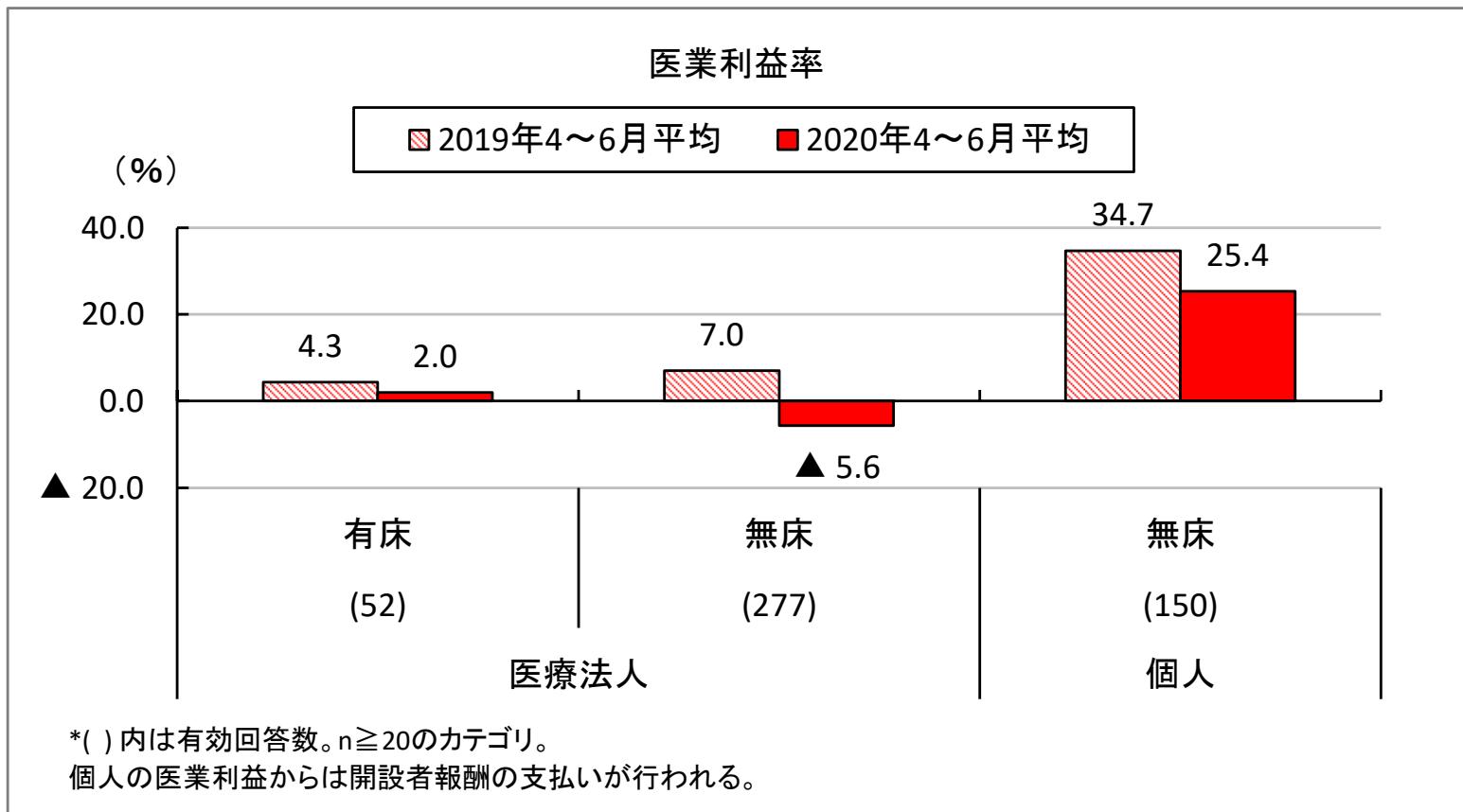


持続化給付金

売上高が前年同月比 50%以上減少した中堅・中小事業者等が対象。医療法人や個人事業者を含む。給付額は、法人 200万円、個人事業者 100万円を超えない範囲で、昨年1年間の売上からの売上減少分が上限。

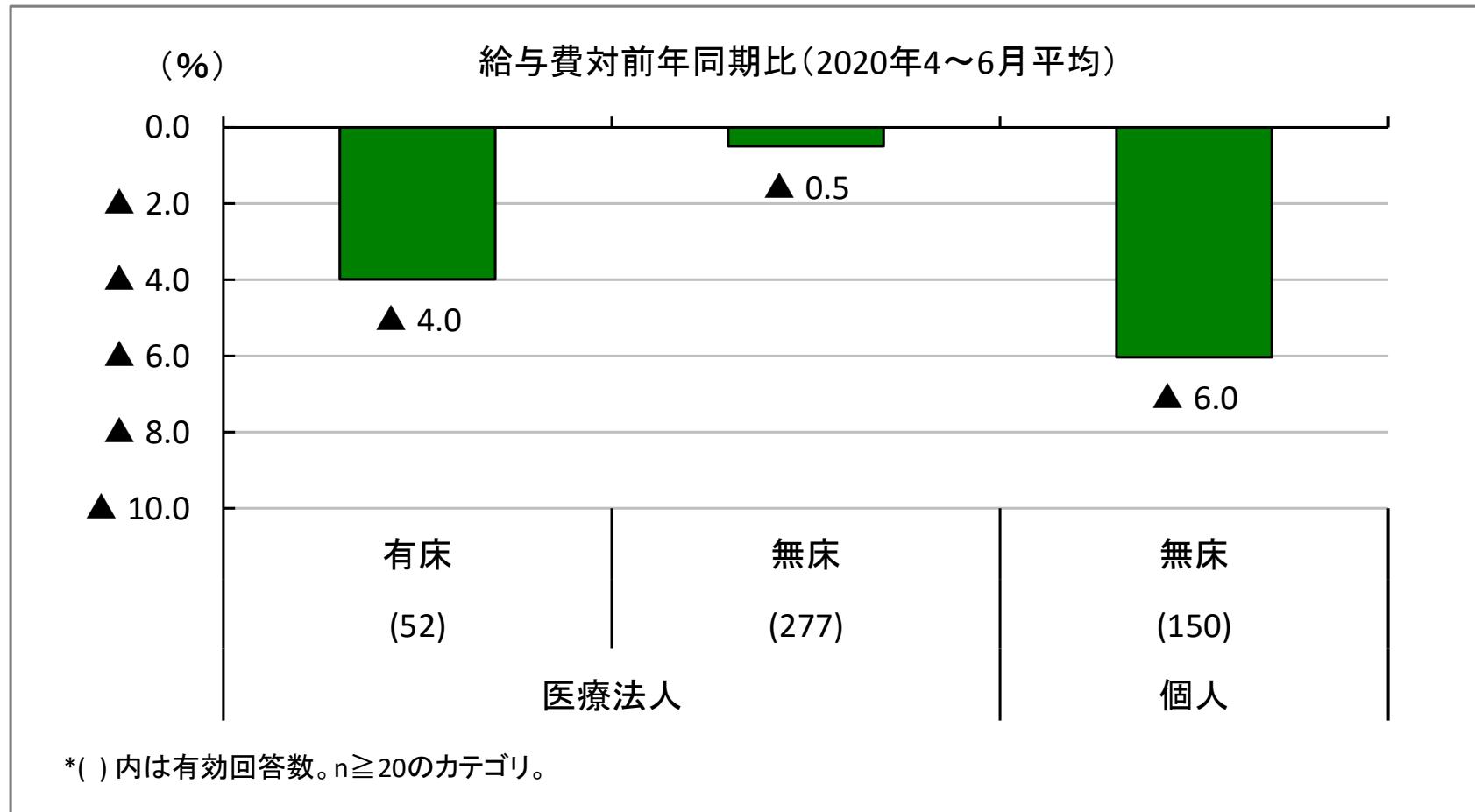
医業利益率

医業利益率は、医療法人の有床診療所で4.3%から2.0%へ悪化、無床診療所で7.0%から▲5.6%へ悪化し、赤字になった。個人は、無床診療所で34.7%から25.4%へ9.3ポイント低下した。なお、個人は医業利益から院長など開設者報酬を支払うので、医業利益率を医療法人と比較することはできない。



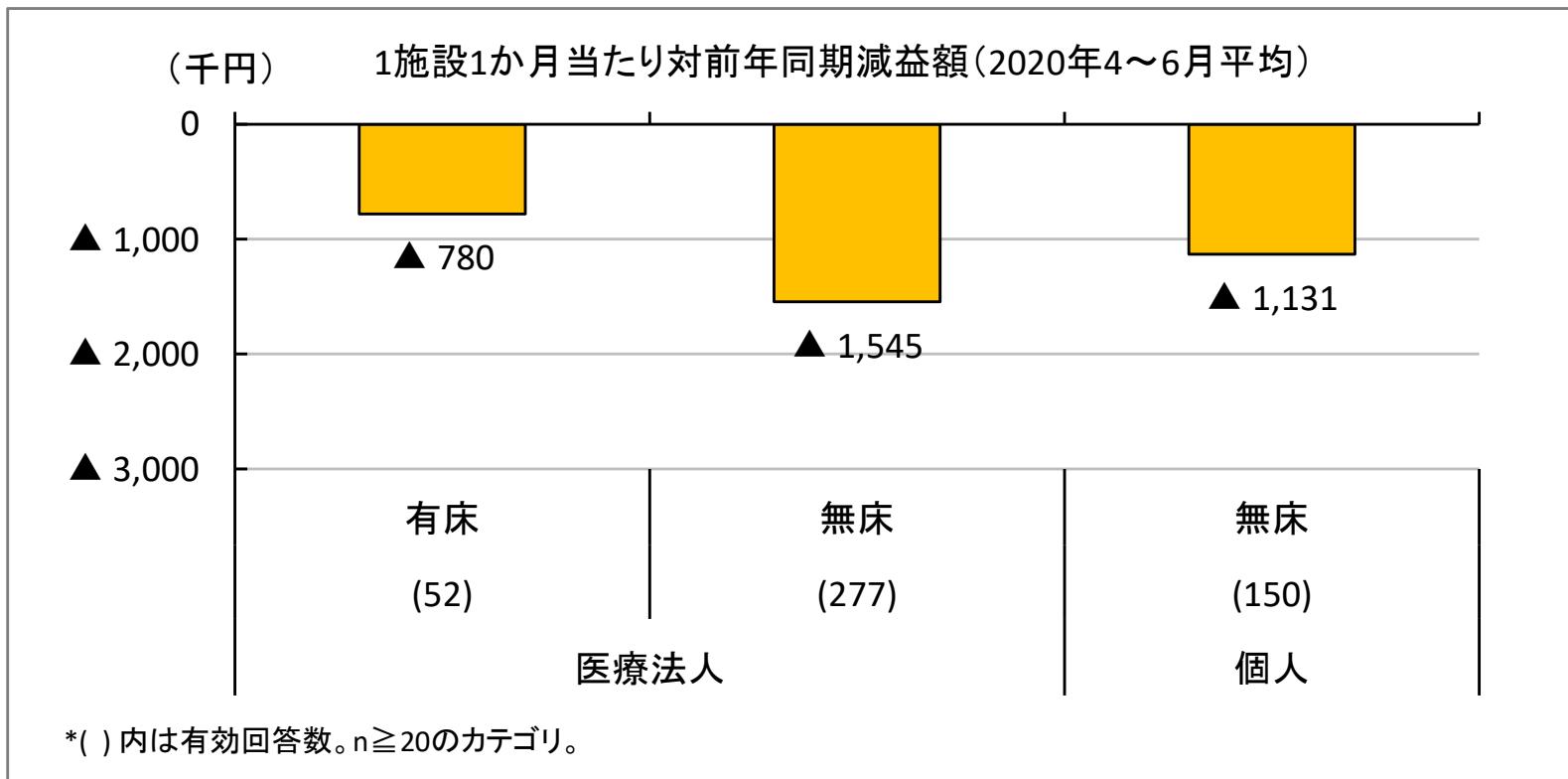
給与費

給与費の対前年同期比は、医療法人の有床診療所で▲4.0%、無床診療所で▲0.5%、個人の無床診療所で▲6.0%であった。このように給与費を削減しているが、それでも医業利益率は著しく悪化した(前頁)。



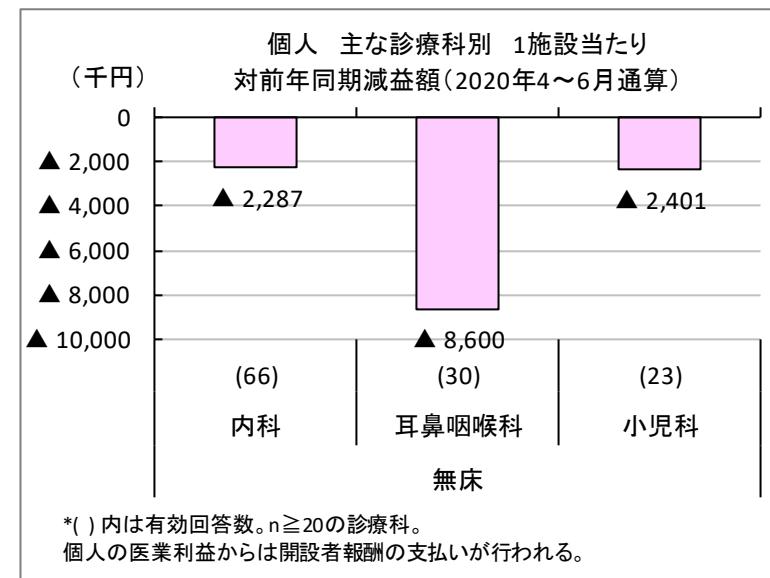
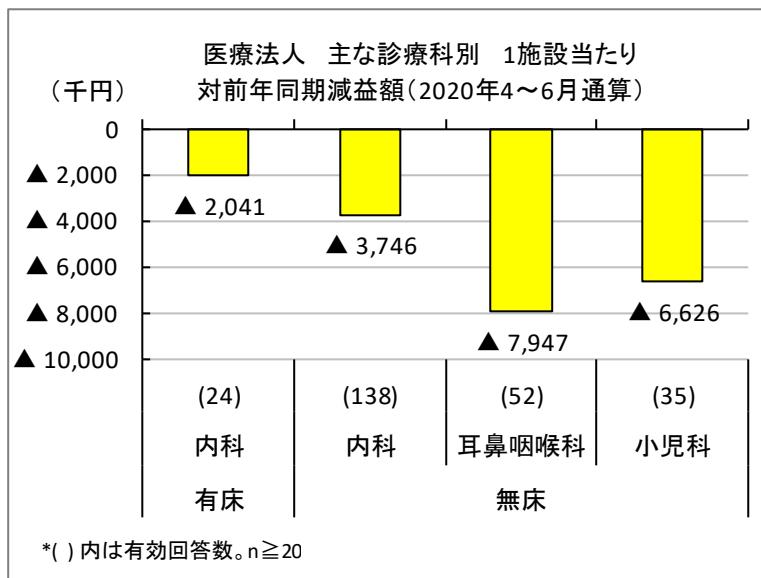
1施設1か月当たり対前年同期減益額

1施設1か月当たり対前年同期減益額は、医療法人の有床診療所で▲780千円、無床診療所で▲1,545千円、個人の無床診療所で▲1,131千円であった



主な診療科別 2020年4～6月通算対前年同期減益額

地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援として、有床診療所は2,000千円、無床診療所は1,000千円を上限とする補助金が用意されているが、無床診療所では、2020年4～6月中の1か月の減益分、耳鼻咽喉科および医療法人の小児科にいたっては半月の減益を補う程度である。

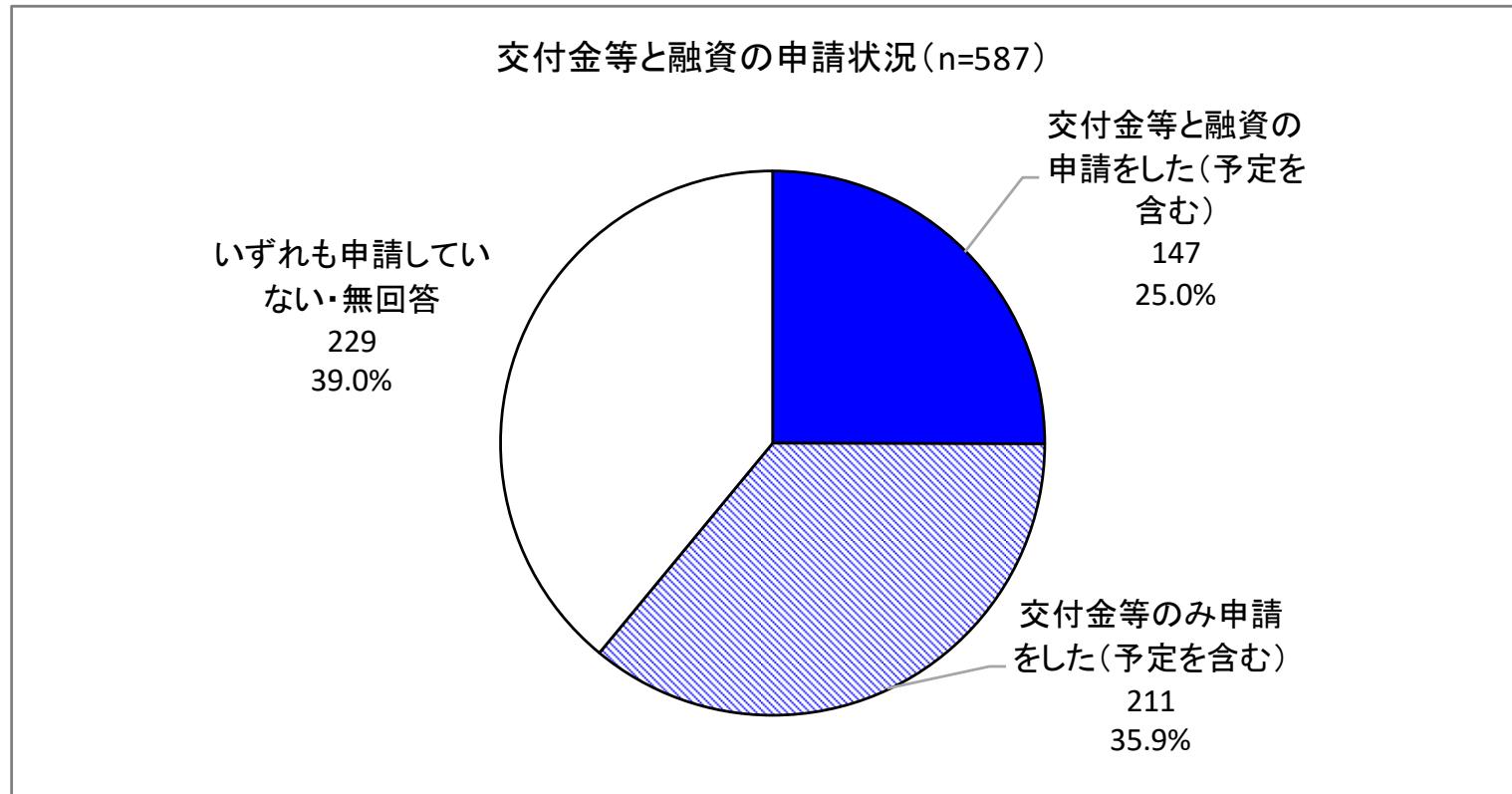


地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援

院内の感染拡大を防ぐための取り組みを行いながら、地域で必要な医療提供を継続する保険医療機関が対象。補助対象費用は、感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について幅広く補助(ただし通常の人事費は除く)。2020年4月1日から2021年3月31日までの実費が対象。有床診療所は200万円、無床診療所は100万円が上限。

交付金等と融資の申請状況

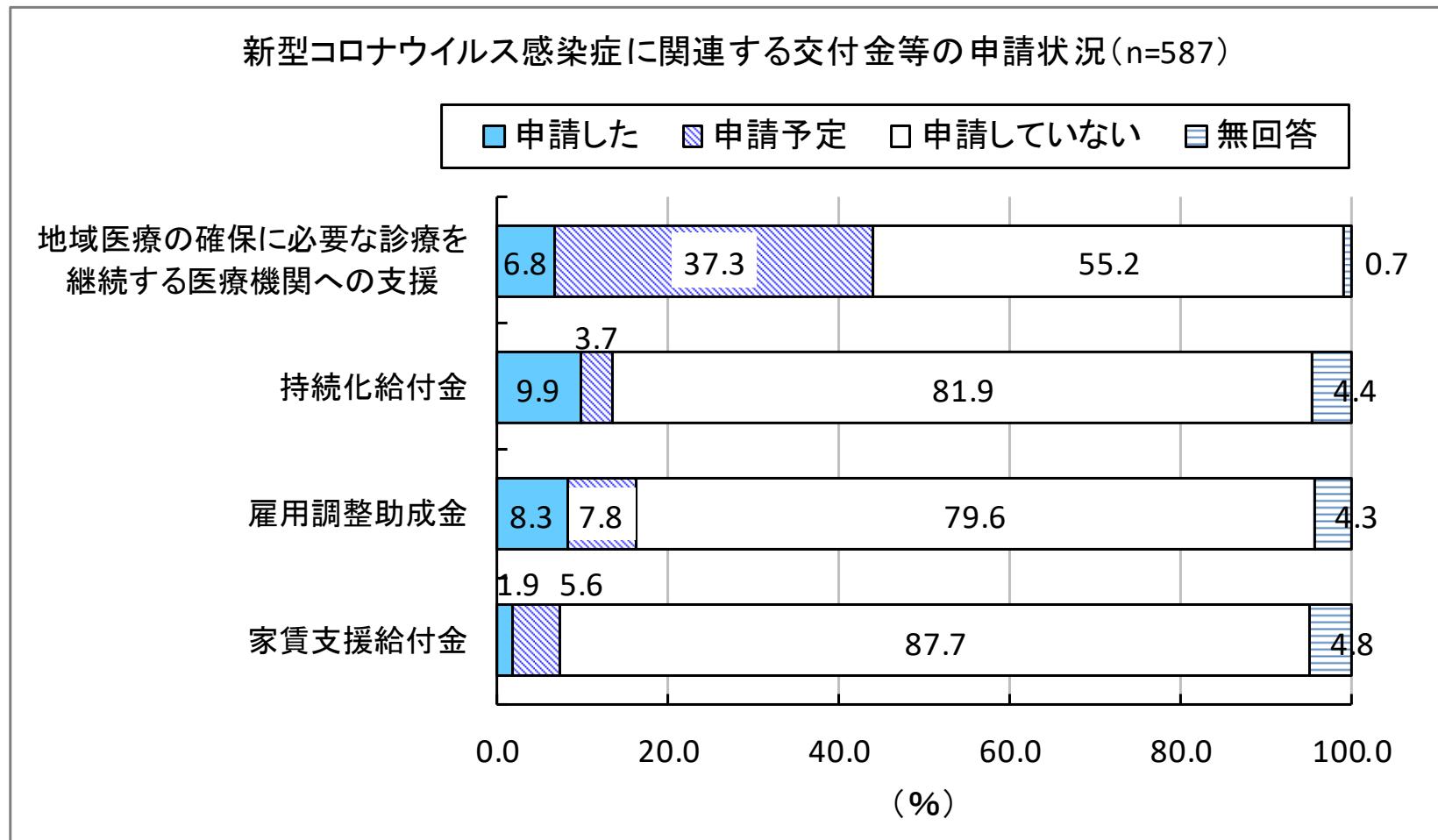
交付金等および融資を申請(予定を含む)した診療所は25.0%、交付金等のみを申請した診療所は35.9%で、合わせて診療所の約6割が交付金等または融資の申請を行っている。



交付金等：本調査では、地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援、持続化給付金、雇用調整金、家賃支援給付金の申請状況を調査しており、これらを総称して「交付金等」という。

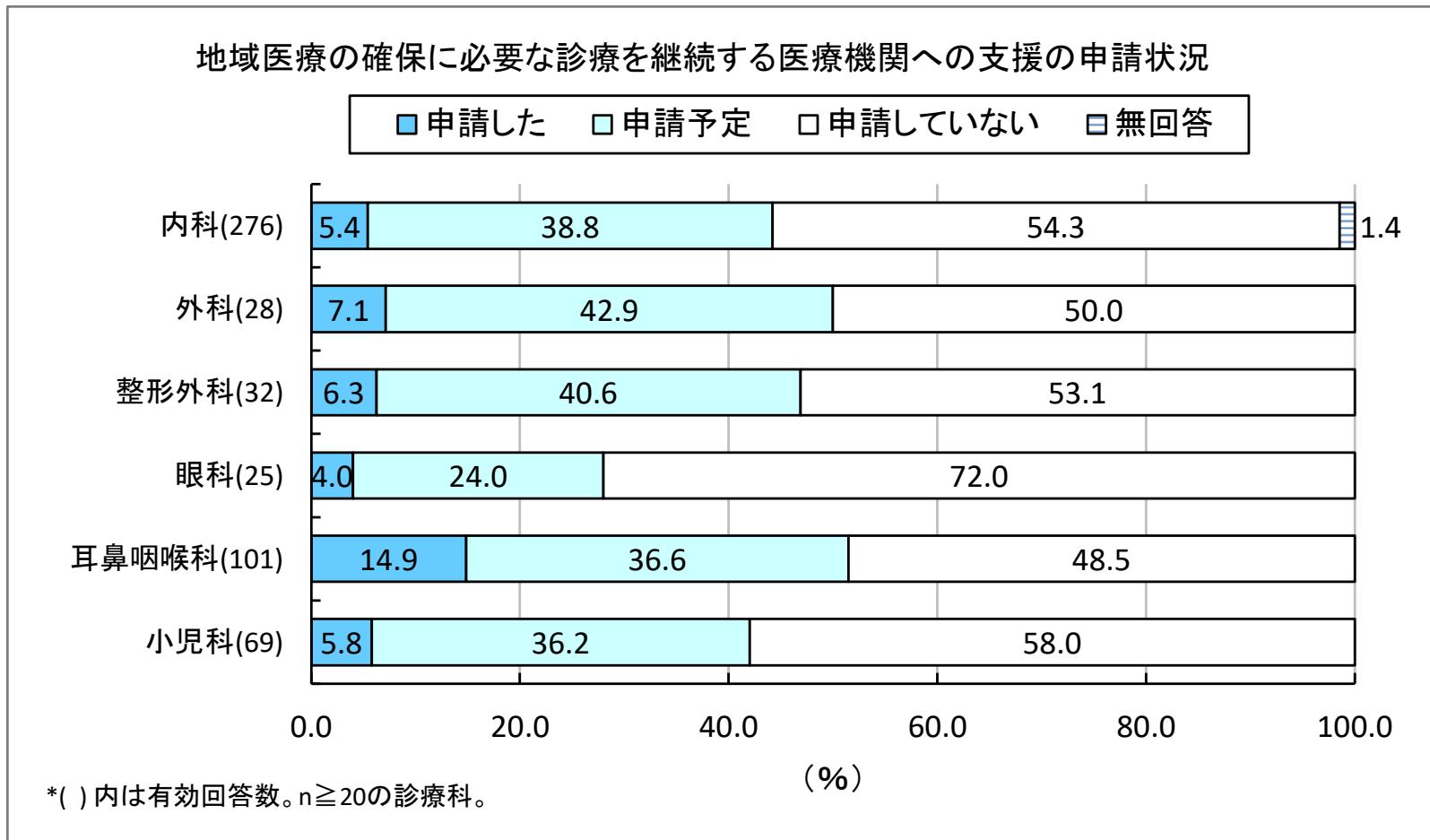
交付金等の申請状況

新型コロナウイルス感染症に関する交付金等について「申請した」、「申請予定」の合計は、地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援が44.1%、持続化給付金が13.6%、雇用調整助成金が16.2%、家賃支援給付金が7.5%であった。



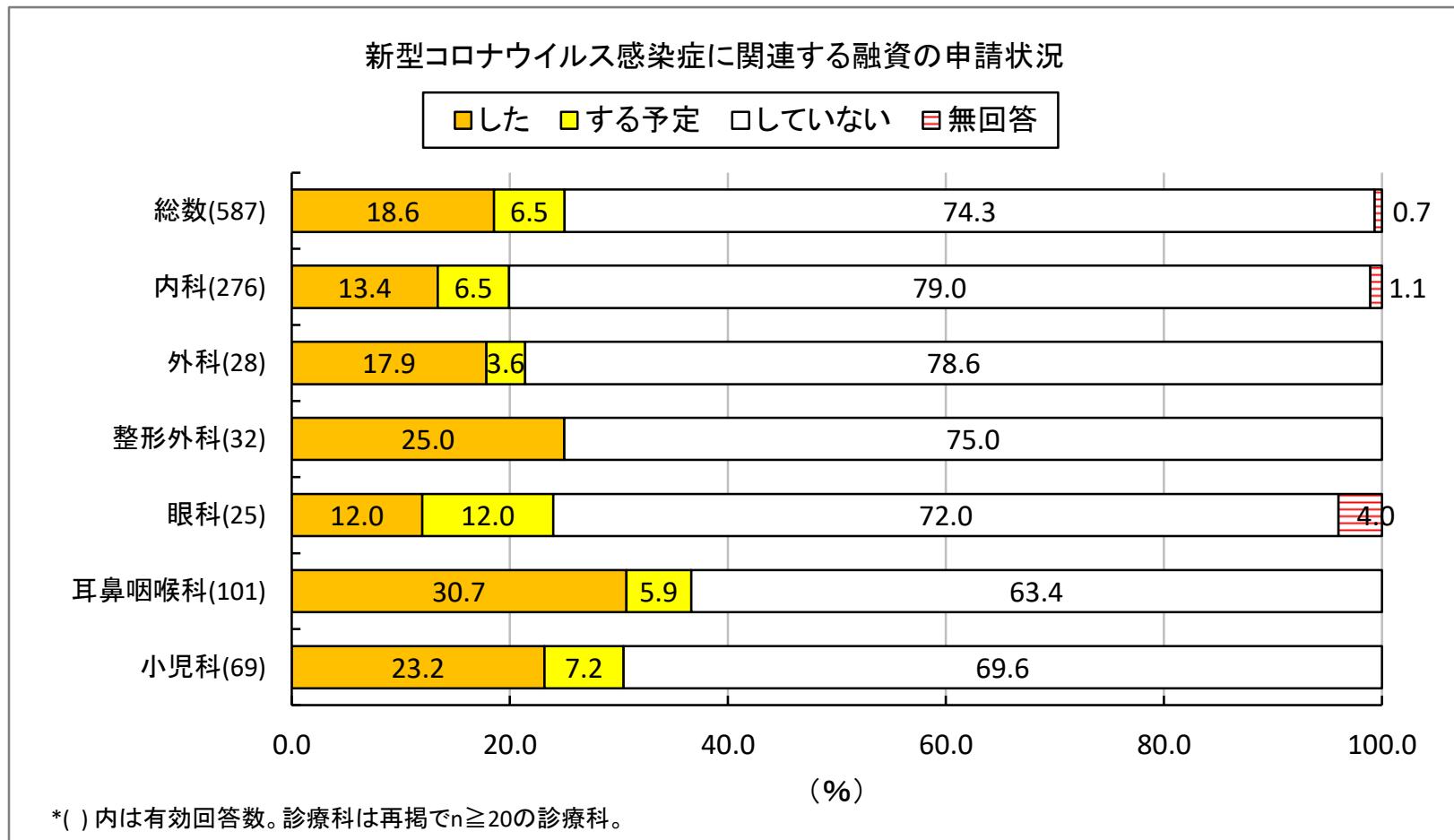
地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援

地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援への申請(予定を含む)は、眼科で若干少ないので、診療科間で大きな差ではなく、それぞれ半数前後の診療所で活用されている。



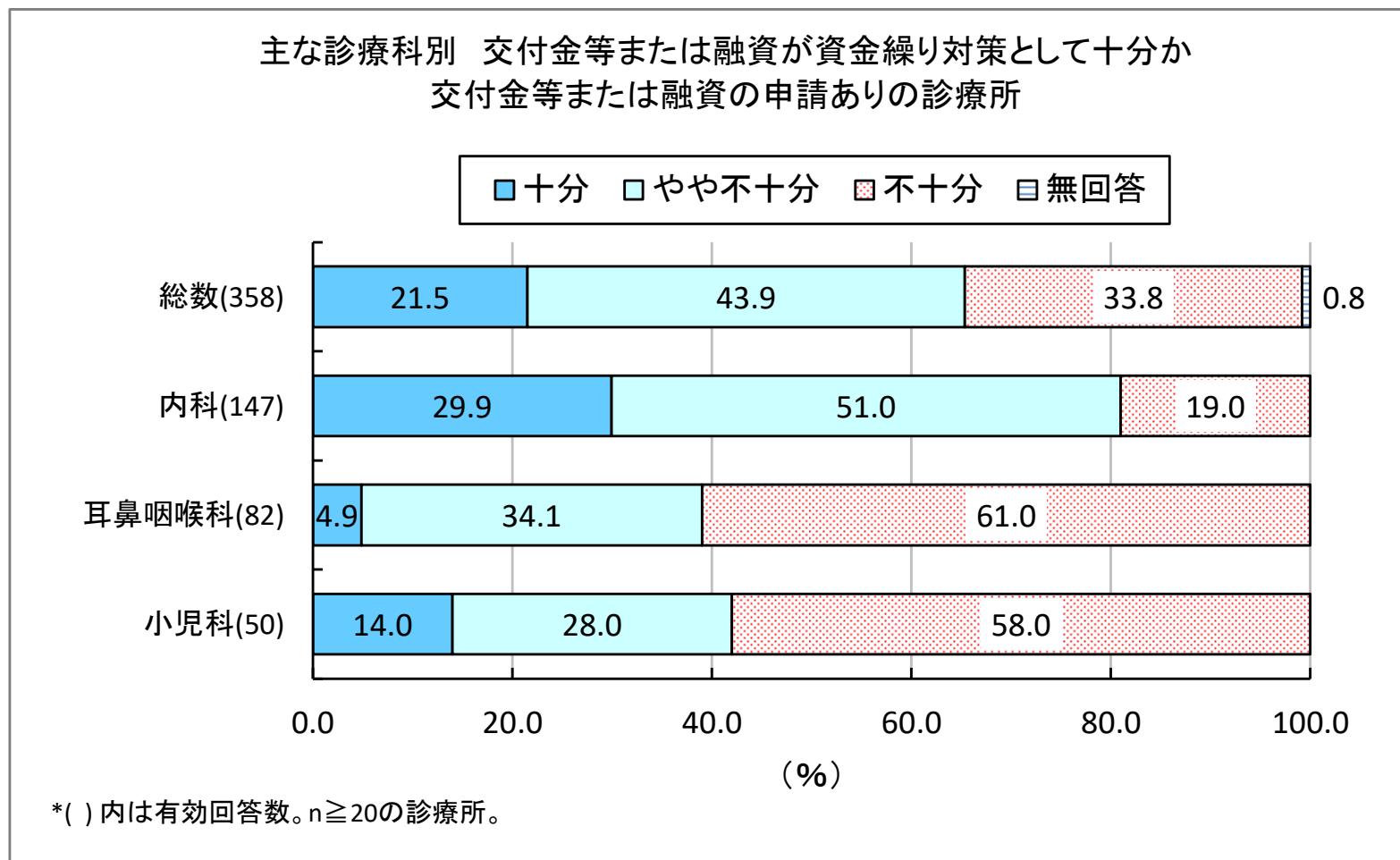
融資の申請状況

新型コロナウイルス感染症に関連して何らかの融資を申請(予定を含む)した診療所は耳鼻咽喉科で36.6%、小児科で30.4%と多いが、他の診療科でもほぼ一定数申請されており、診療科にかかわらず資金繰りが逼迫していることがうかがえる。



今後の支援の必要性

交付金等または融資が資金繰り対策として十分かという点については、「十分」という回答は21.5%である。また、診療科別では、内科で29.9%あるものの、耳鼻咽喉科は4.9%、小児科は14.0%にとどまっており、引き続きの支援が望まれる。



まとめ(1/2)

【医業収入】

- 医業収入の対前年同月比は、2020年4月▲15.4%、5月▲16.5%、6月▲8.0%であった。6月はやや戻ってはいるものの、依然として1割近い減少である。また、2020年7月には、全国各地で新型コロナウィルス感染症患者数が再拡大しており、6月以上に医業収入が落ち込んでいる懸念がある。
- 医業収入の対前年同期比は、2020年4～6月平均では、総数で▲13.3%、耳鼻咽喉科で▲34.5%、小児科で▲26.0%と、診療科によっては3割前後かそれ以上の減少であった。
- 耳鼻咽喉科では、前年同月に比べ医業収入が30%以上減少した月がある診療所が9割近くに達し、50%以上減少した月がある診療所は4割を超えていた。
- 小児科では、前年同月に比べ医業収入が30%以上減少した月がある診療所が6割近くあるが、50%以上減少した月があるのは約1割であり、半数近くはぎりぎりのところで持続化給付金の要件(医業収入の対前年同月比50%以上減少)に該当しない。今後、要件の緩和や段階的な要件設定を求めたい。

まとめ(2/2)

【医業利益】

- 医療法人の無床診療所の医業利益率は、2020年4～6月の間、毎月赤字であった。無床診療所は入院外のみの収入であり、受診控えの影響がきわめて大きい。有床診療所は水面上ぎりぎりの黒字を維持したが、給与費を削減した結果である。

【交付金等および融資】

- 地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援として、有床診療所へ200万円、無床診療所へ100万円(いずれも上限)の補助があるが、無床診療所では2020年4～6月中のおおむね1か月の減益、耳鼻咽喉科および医療法人の小児科にいたっては半月の減益を補う程度である。なお、同支援は支出に対する実費補助である。地域医療の確保のため、損失補てんも排除せず、大胆な追加的支援を求めたい。
- 診療所の約6割は、交付金等または融資の申請をしており、二次補正予算での支援策が一定程度活用されているものと評価できる。しかし、まだまだ不十分との声も少なくない。さらにきめ細かい対応を要請したい。